市立地適正化計画を策定しました

~備中高梁の歴史・文化を受け継ぐ持続可能なまちづくり~

推進するための計画です。 活に必要なサービスや地域コミュニティを維持できるよう、活力ある持続可能なまちづくりを 市は、都市再生特別措置法に基づく「高梁市立地適正化計画」を策定しました。(令和4年3月31日公表) この計画は、避けることのできない人口減少・少子高齢化の中でも、市民の皆さんの日常生

住誘導区域)」などを定める必要があります。 区域)」や人口密度を維持するための「まちなか居住エリア(居 の維持確保を図るための「まちなか便利エリア(都市機能誘導 立地適正化計画では、医療・ 福祉・商業施設などの都市機能

する施設については、平成29年3月に策定した計画の暫定版に おいて公表しています。 「まちなか便利エリア(都市機能誘導区域)」とエリア内に誘導

地適正化計画の完成版を策定しました。 誘導区域)」を設定するとともに、 査が進んだこと、さらには、市街地の防災・減災対策を計画的 になったことや、市内における災害の危険性があるエリアの調 豪雨をはじめとする自然災害の多発により、改めて検討が必要 年度中に策定・公表する予定としていましたが、平成30年7月 務付けられたことを受け、エリアの再検討を進めてきました。 に進めるため「防災指針」を策定して計画に盛り込むことが義 こうした検討の結果、このたび、「まちなか居住エリア(居住 「まちなか居住エリア(居住誘導区域)」については、平成30 「防災指針」を盛り込んだ立

間都市整備課☎21 - 0238



立地適正化計画とは

域内(高梁地区と成羽地区)を対象 とした計画です。 立地適正化計画は、都市計画区

齢者や子育て世代にとっても安心 設や住宅などがまとまって立地 できる快適な生活環境を確保する クセスできるようにするなど、高 し、これらの施設に公共交通でア さまざまな影響が生じてきます。 性低下や若者の働く場所の喪失、 な施設が減少し、日常生活の利便 続くと、暮らしを支えるさまざま る傾向にあり、このままの状況が ことが重要となってきます。 公共交通の空白地域の拡大など、 そのため、医療・福祉・商業施 本市では一貫して人口が減少す